鳴子ダム水源地域ビジョン策定委員会規約 (案)

(名称)

第1条 本会は、「鳴子ダム水源地域ビジョン策定委員会」(以下「委員会」という。) と称する。

(設置者)

第2条 委員会は、国土交通省東北地方整備局長が設置する。

(目的)

第3条 この委員会は、鳴子ダムを中心とした水源地域及び下流の自治体、住民及び関係行政機関と広く連携し、鳴子ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図るための行動計画である「鳴子ダム水源地域ビジョン」を策定することを目的とする。

(委員会)

- 第4条 1.委員は、国土交通省東北地方整備局長が委嘱する。
 - 2.委員会は、別紙の委員をもって構成する。
 - 3.委員会には、委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。
 - 4.委員長は会務を総理する。
 - 5.委員会は必要に応じて検討会や懇談会等を設け、意見・提案を受けることができる。

(公開)

第5条 委員会の公開については委員会で定める。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は国土交通省東北地方整備局鳴子ダム管理所に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるものの外、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会で 定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規約は、平成17年1月26日より施行する。